

海老名市被災建築物応急危険度判定マニュアル

令和5年11月15日 改定
海老名市

目次

序章	はじめに.....	- 4 -
1	被災建築物応急危険度判定とは.....	- 4 -
2	判定活動における市の役割.....	- 5 -
3	被災建築物に関する被害調査について.....	- 6 -
第1章	目的・位置付け.....	- 10 -
1	マニュアルの目的.....	- 10 -
2	マニュアルの位置付け.....	- 10 -
第2章	震前対策業務.....	- 12 -
1	震前実施計画の作成.....	- 12 -
2	対象建築物別業務分担について.....	- 18 -
3	判定活動への動員について.....	- 19 -
4	判定場所の示し方・判定街区マップの作成.....	- 21 -
5	海老名市応急危険度判定士会の組織.....	- 22 -
6	判定拠点.....	- 23 -
7	移動手段の確保.....	- 23 -
8	判定資機材の管理.....	- 23 -
9	情報連絡システムの確立.....	- 24 -
10	判定制度の周知.....	- 25 -
11	判定技術の向上に係る教育.....	- 26 -
12	その他準備.....	- 26 -
第3章	実施本部業務.....	- 28 -
1	判定活動の体制について.....	- 28 -
2	業務のおおまかな流れ.....	- 29 -
3	実施本部業務（計画段階）.....	- 29 -
4	実施本部業務（判定段階）.....	- 36 -
5	実施本部業務（集計段階）.....	- 43 -
第4章	用語の定義.....	- 46 -
様式集	別紙
資料集	別紙

序章 はじめに

序章 はじめに

1 被災建築物応急危険度判定とは

余震等に対する建築物の「応急的」な安全性の判定をします。

被災建築物応急危険度判定は、地震災害等により被災建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

その判定結果は、危険（赤）、要注意（黄色）、調査済（緑）の三段階に分けられ建築物の見やすい場所に表示することで、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその被災建築物の危険性を認識してもらうことになります。

また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれています。

木造建築物の応急危険度判定調査票

調査番号 _____ 調査日時 月 _____ 日午前・午後 _____ 時 調査対象 丁目 _____ 番地 _____ 号

調査者氏名 (調査機関/氏名) _____

建築物概要

1 建築物名 _____ 1.1 建築物番号 _____

2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図管理番号 _____

3 建築物用途 1. 戸建て専用住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. 店舗 6. 事務所
7. 商店・心斎橋 8. 庁舎等公共施設 9. 病院・診療所 10. 体育館 11. 工場
12. 倉庫 13. 学校 14. 体育館 15. 劇場、遊技場等 16. その他 _____

4 構造形式 1. 在来工法(木造) 2. 鉄骨(型)工法 3. 鉄骨(型)工法(プレキャスト) 4. その他 _____

5 階数 1. 平屋 2. 2階建て 3. その他 _____

6 建築物規模 1. 延床面積 _____ m² 2. _____ m²

調査方法: ① 外観調査のみ実施 ② 内部調査も併せて実施
1 一見して危険と判定される。①を行う場合は②を行う必要と判定し調査を終了し(総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の腐食・腐蝕	2. 基礎の著しい傾斜、土留めなどの著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
① 隣接建築物・周辺地盤等の危険による危険	1. 危険なし	2. 木更葺	3. 危険あり
② 構造躯体の不同床下	1. 傾斜なし	2. 著しい傾斜、無断の浮き沈み、浮き沈みあり	3. 傾斜の程度、収束体の状況
③ 基礎の腐食	1. 腐食なし	2. 腐蝕あり	3. 著しい(腐蝕あり)
④ 耐震性の評価	1. 評価なし	2. 評価あり	3. 評価あり(評価あり)
⑤ 耐震性の評価	1. 評価なし	2. 評価あり	3. 評価あり(評価あり)
⑥ 耐震性の評価	1. 評価なし	2. 評価あり	3. 評価あり(評価あり)
⑦ 耐震性の評価	1. 評価なし	2. 評価あり	3. 評価あり(評価あり)
⑧ 耐震性の評価	1. 評価なし	2. 評価あり	3. 評価あり(評価あり)

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
① 瓦	1. ほとんど無被害	2. 著しい傾斜	3. 全面に傾斜、破損
② 窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 破損、傾斜あり	3. 破損の程度、状況
③ 外壁材 脱落の場合	1. ほとんど無被害	2. 破損の程度、状況	3. 破損の程度、状況
④ 外壁材 脱落の場合	1. 破損の程度、状況	2. 破損の程度、状況	3. 破損の程度、状況
⑤ 屋根・破損の場合	1. 破損なし	2. 破損あり	3. 破損の程度、状況
⑥ 屋根・破損の場合	1. 破損なし	2. 破損あり	3. 破損の程度、状況
⑦ その他 _____	1. 安全	2. 傾斜あり	3. 傾斜あり
危険度の判定	1. 安全 Aランク	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定: 調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (傾倒危険物等危険な箇所、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの状況と同じとする。

木造





<応急危険度判定調査票及び判定標識>

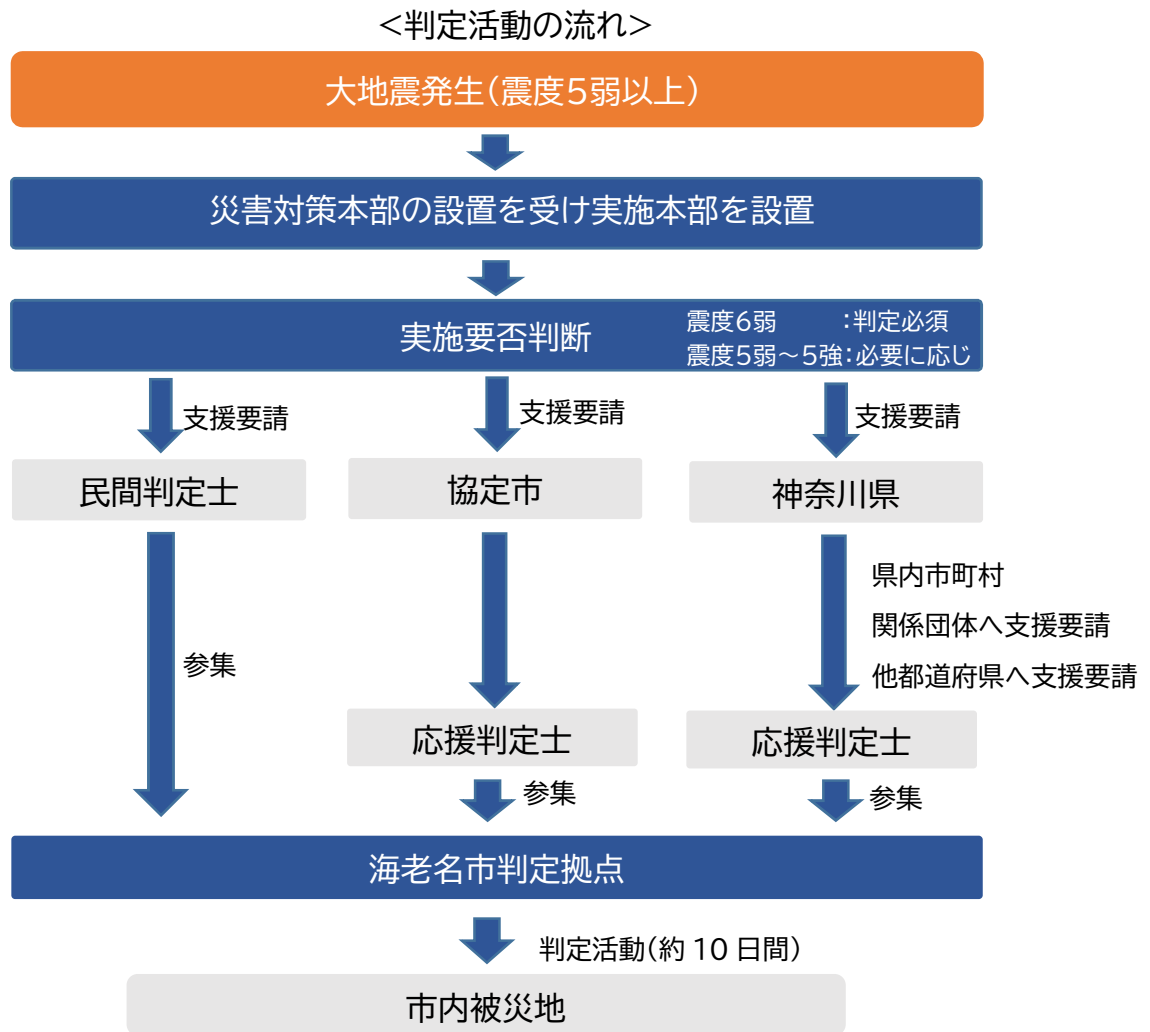
2 判定活動における市の役割

実施本部として、判定活動の統括を行います

大地震が発生すると、市は海老名市被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置します。

その後、建築物の被害の程度から判定活動の実施要否を判断し、地元判定士へ参集を要請するとともに、協定市及び神奈川県に判定士の支援を要請します。

判定士は、判定拠点を中心に判定活動を実施します。



3 被災建築物に関する被害調査について

継続的な使用するためには様々な調査が必要になります。

判定活動は、地震災害等の発生後2週間程度で実施する応急的な活動です。

被災した建築物を今後継続的に使用する場合は、建物に関するその他の調査を実施する必要があります。

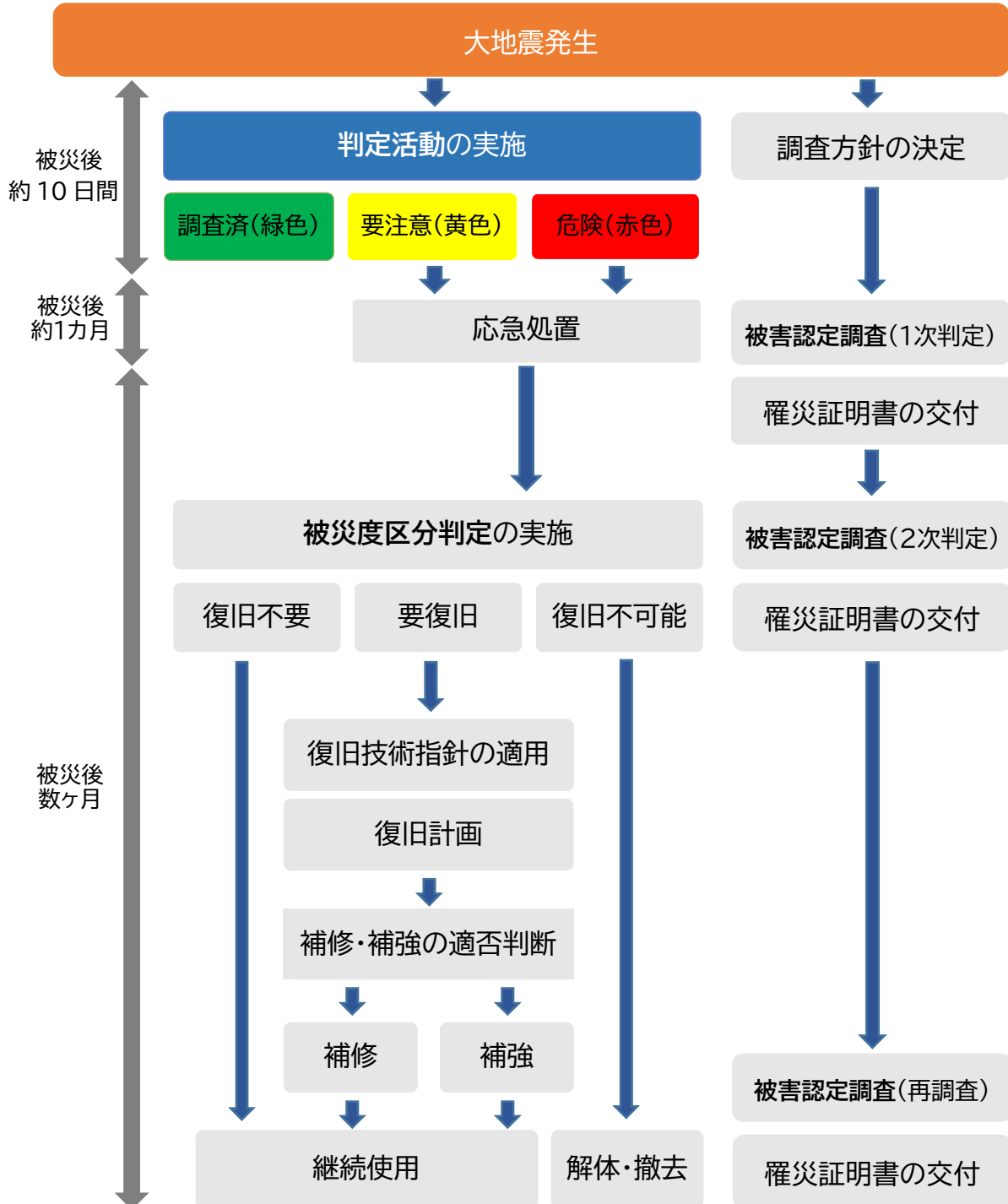
<大地震発生後の建物や宅地に係る4つの被害調査>

本マニュアル

	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地 応急危険度判定	被害認定調査	被災度区分判定
実施目的	二次災害の防止	二次災害の防止 宅地保全の勧告等	罹災証明書の交付	被災建築物の復旧
実施主体	市町村	市町村	市町村	建物所有者
調査員	応急危険度判定士 (行政及び民間の建築士等)	被災宅地危険度判定士 (主に行政職員等)	主に行政職員	民間建築士等
判定内容	当面の使用の可否	監視警戒や応急対策 の必要性の有無	住家の損害割合の算出	継続使用のための復旧の要否
判定結果	危険 要注意 調査済	危険宅地 要注意宅地 調査済宅地	全壊 大規模半壊等	要復旧 復旧不可能等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	宅地に判定結果を示したステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果(被害の程度)を記載	判定結果を依頼主に通知
実施時期	災害発生時から10日間	余震や降雨による地盤緩みの進行により継続的に実施	被害規模等の把握し調査方針を決定した後	被災後又は、応急危険度判定の後

(参考：災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き (内閣府発行))

<大地震発生後の建物に係る被害調査のフロー>



(参考：災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き (内閣府発行))

第1章 目的・位置付け

第1章 目的・位置付け

1 マニュアルの目的

実施本部として行うべきことを明確にする。

海老名市被災建築物応急危険度判定マニュアルは、応急危険度判定に携わる者全てが円滑、的確、迅速に判定を実施することを目的としています。

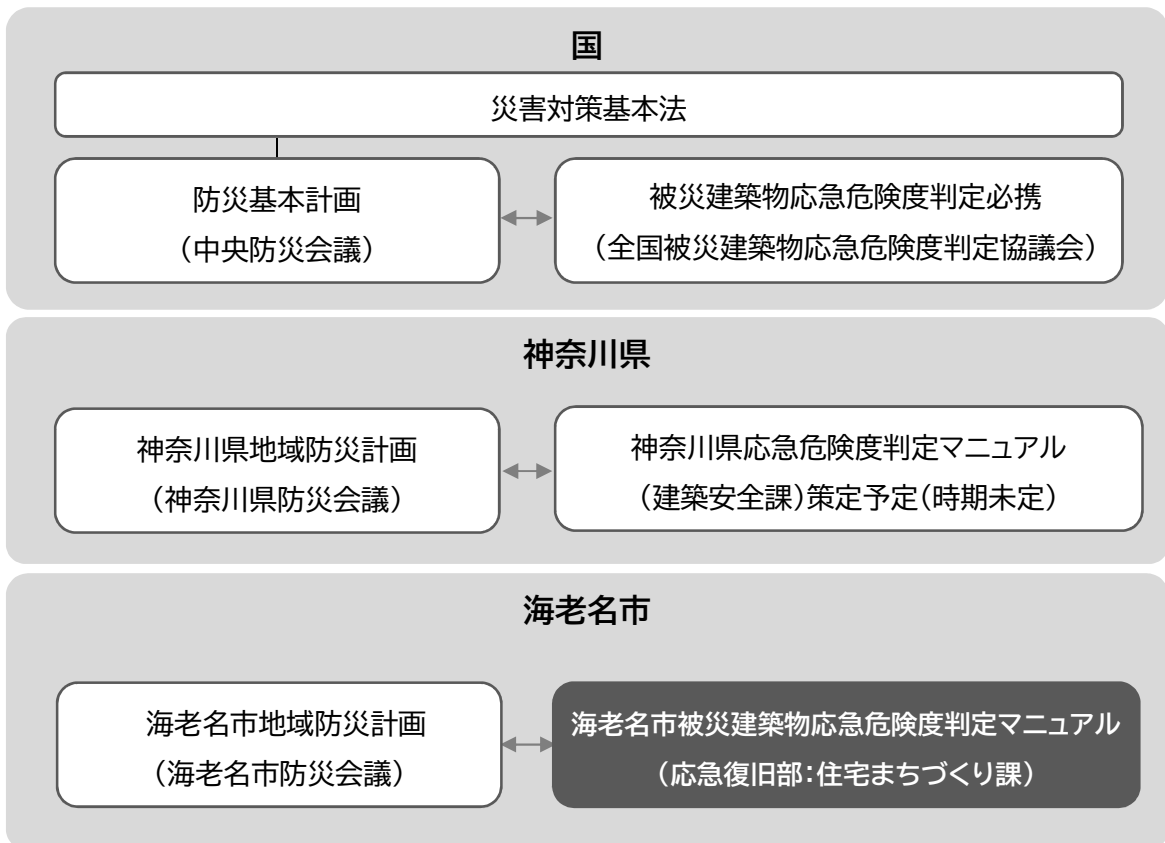
なかでも、市に設置される実施本部の役割及び行動について詳細に記載し、明確にすることで、迅速に実施する事を目的としています。

2 マニュアルの位置付け

海老名市地域防災計画に基づき整備

本マニュアルは、海老名市地域防災計画に基づき作成しています。

なお、作成に当たっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会発行「被災建築物応急危険度判定必携」を参考に、海老名市の状況を踏まえた形でマニュアルを作成しています。被災した場合の実施本部以外の業務については、これらを補足資料として活用する事を想定しています。



第2章 震前対策業務

第2章 震前対策業務

1 震前実施計画の作成

応急危険度判定は、早期に判定活動を実施する必要があり、迅速な計画作成が求められます。

そのため、海老名市で想定される震度6弱以上の地震について震前実施計画を作成します。

これらの計画は、次の9項目の要素で作成されており、随時更新して管理を行います。

■ 第3号様式「震前実施計画」

◆ 資料1「震前実施計画」

<応急危険度判定実施計画書(案)>

海老名市		地震種別 首都圏直下地震		年 月 日 時 分 作成	
■ 震前実施計画 ■					
①	判定実施本部 設置場所	海老名市 住宅まちづくり課 (海老名市役所本庁舎)			
②	判定実施期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 (10日間)			
③	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 外観調査 <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	判定士等の 参集場所	本庁舎	本庁舎	本庁舎	本庁舎
④	判定拠点の有無 又は設置場所	本庁舎 地下1階食堂	本庁舎 地下1階食堂	本庁舎 地下1階食堂	本庁舎 地下1階食堂
	判定日	1日目 (/)	2日目 (/)	3日目 (/)	4日目 (/)
⑤	判定 地域	上今泉	上今泉	上今泉	上今泉 下今泉 高西 本郷
⑥	判定 対象 建築物	全住宅 (木造、非木造 含む)	全住宅 (木造、非木造 含む)	全住宅 (木造、非木造 含む)	全住宅 (木造、非木造 含む)
	調査棟数	300	300	1800	2400
	(累計)	300	600	2400	4800
	必要 判定士数	20	20	120	160
⑦	判定 士数	判定士数	判定士数	判定士数	判定士数
	要請 判定士数	0	0	100	160
	必要コーディネーター数	1	1	2	2
⑧	コーディネーター数	市コーディネーター数	市コーディネーター数	市コーディネーター数	市コーディネーター数
	要請コーディネーター数	0	0	0	0
	判定資機材	必要数量	必要数量	必要数量	必要数量
	判定 調査表	W造 300	S造 75	R C造 75	調査済 300
	判定 標識	要注意 150	危険 150	ヘルメット 20	ナップザック 20
⑨		下げ棒 10	クラウスケール 10	面板(クリップ) 10	コンベックス 10
		ガムテープ 10	特記事項	*1チームあたり15棟/日、判定活動を行うものとする。	

- ① 想定地震の選定
- ② 実施本部設置場所及び判定拠点
- ③ 判定実施期間
- ④ オペレーションタイプ
- ⑤ 判定実施区域及び優先順位
- ⑥ 対象建築物の用途規模
- ⑦ 必要判定士数
- ⑧ 必要判定コーディネーター数
- ⑨ 必要判定資機材数

1 想定地震の選定

想定地震の選定は、海老名市地域防災計画により選定された地震のうち危険度判定活動の実施が必要とされる震度6弱以上が発生する次の3種類の地震としています。

<想定地震一覧>

想定地震	マグニチュード	震度	発生確率
首都南部直下地震	7.3	6弱～6強	30年間で70%
三浦半島断層群地震	7.0	5強～6弱	30年以内に6%～11%
大正型関東地震	8.2	6強～7	30年以内ほぼ0%～5% (2年～400年の発生間隔)

参考：海老名市地域防災計画（令和5年2月）

<海老名市における建物被害想定>

想定地震	建物被害		
	全壊(件)	半壊(件)	焼失(件)
都心南部直下地震	800	4,000	290
三浦半島断層群地震	50	650	0
大正型関東地震	9,080	8,950	2,330

参考：海老名市地域防災計画（令和5年2月）

2 実施本部設置場所及び判定拠点場所

実施本部：住宅まちづくり課執務室

判定拠点：本庁舎1階 喫茶店

なお、被害状況により本庁舎が使用できない場合は、原則、災害対策本部が設置される建物内に設置できるように災害対策本部と調整を行います。

建物内の設置が困難な場合には、実施本部及び判定拠点を西側催事広場にテントを設営し設置します。

3 判定実施期間

応急危険度判定の実施期間については、国土交通省より長期化を予防するために10日間を基本とするなど考え方が示されており、当市の判定実施期間についても原則10日間とし計画を作成します。

原則10日間としますが、必要に応じ継続します。ただし、判定が長期化した場合に、罹災証明の交付のための「住宅被害認定調査」等と実施時期が重複すると混乱を生じやすいため、被害認定調査等の開始時期などを参考として適宜終了します。

参考：「応急危険度判定活動の長期化の予防について」（令和3年4月8日）

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

4 オペレーションタイプ（調査方法）

オペレーションタイプは、必携に定義されている次の2タイプで計画します。

一般的な建築物については、タイプAで実施することを原則としますが、必要に応じ、タイプBで判定を実施します。

タイプ	調査内容
タイプA	判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施
タイプB	所有者等の「要請」に応じて対象の建築物について、「立入り」調査を含む判定の実施

5 判定実施区域及び優先順位

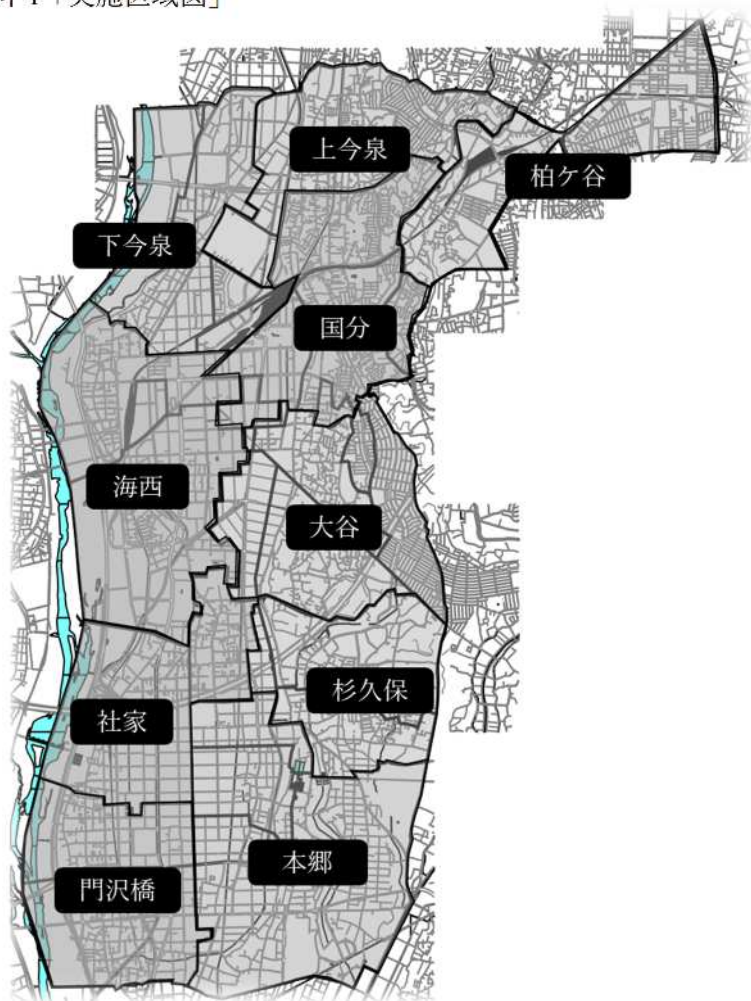
(1) 判定実施区域

判定活動では、市内を10地区に分けて判定実施区域の検討を行います。

判定実施区域は、原則、市内で震度6弱以上を観測した地域とします。

その他の区域については、市民からの要請や被害状況を鑑み検討します。

◆資料4「実施区域図」



(2) 優先順位

優先順位は、予想震度の高い地域を最優先とします。また、予想震度が同じ地域については、旧耐震の建築物が多い地域を優先します。想定地震に対する優先順位は次表「地震別要判定区域及び優先順位」のとおりとなります。

実際の災害時は、下表をベースとしつつ被害状況に応じ優先順位の判断をします。

下表については、市内の建物棟数や旧耐震建築物の棟数について、資産税課へ情報提供を依頼し、資料2「地区別建物一覧表」を随時更新します。

◆資料2「地区別建物一覧表」

<地震別要判定区域及び優先順位>

時点：令和5年2月1日

地区		柏ヶ谷	上今泉	下今泉	国分	海西	大谷	杉久保	本郷	社家	門沢橋
旧耐震率		24.8%	26.0%	22.2%	26.7%	20.7%	27.2%	14.2%	30.4%	20.1%	27.2%
建物棟数		3,494	3,295	1,276	3,932	2,142	4,266	2,240	1,012	1,625	2,061
首都南部直下 地震	予想震度	6弱	6強	6強	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱
	優先順位	8	1	2	7	3	5	10	4	9	6
三浦半島 断層群の地震	予想震度	6弱	5強	5強	5強	5強	5強	6弱	6弱	5強	6弱
	優先順位	3	-	-	-	-	-	4	1	-	2
大正型 関東地震	予想震度	6強	6強	6強	6強	7	6強	7	7	7	7
	優先順位	9	8	10	7	3	6	5	1	4	2

6 対象建築物の用途規模

対象となる建築物の用途規模は、必携に基づき原則、10階程度以下とし、戸建て住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舎とします。住宅以外の木造、鉄骨造（S造）、鉄筋（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の通常構法の建築物については、市民からの要請があった場合対応します。

なお、10階程度以上の高層建築物や、大スパン構造、立体トラス構造、吊り橋構造などの特殊な建築物などは、外観のみで判定が困難であるため、当該建築物の所有者が建築士に依頼し調査（被災度区分判定など）を実施することとします。

また、被災建築物に附属する高さ1.2mを超える補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀がある場合にもひび割れや傾き等の状態を確認することとする。

参考：「被災建築物の応急危険度判定における補強コンクリートブロック塀等の調査の徹底について」（平成30年6月20日）国土交通省住宅局建築指導課長

7 必要判定士数

必要判定士の算定基準は、必携に基づき以下のとおりとします。

- ・1チーム2～3名体制
- ・1日1チームあたり、15棟程度判定
- ・判定士の連続稼働日数は、3日間

8 必要判定コーディネーター数

必要コーディネーター数の算定基準は、必携に基づき以下のとおりとします。

- ・判定士5班(判定士10チームを1班とするため、判定士100人)に1人配置

9 必要判定資機材数



必要判定士数及び必要判定コーディネーター数の人数を基に必要判定資機材の数量を決定します。

2 対象建築物別業務分担について

市役所本庁舎や避難所施設等の市有建築物については、応急的な二次災害の防止のみならず、継続使用のための復旧要否等について詳細な調査が必要になります。

それらの調査については、市有建築物の工事担当課である営繕課で実施するものとし、住宅まちづくり課では、10階程度以下の一般建築物（原則住宅とする。）の判定を実施します。

<被災建築物に対する調査の対象建築物別業務分担について>

対象建築物	 市有建築物	 一般建築物(10階以下の住宅)
主務課	営繕課	住宅まちづくり課 (応急危険度判定実施本部)
根拠マニュアル	海老名市地域防災計画 営繕課班行動マニュアル	海老名市被災建築物 応急危険度判定マニュアル
調査期間	発災から7日程度 (検討中)	発災から10日間程度

3 判定活動への動員について

判定活動には、実施本部員に加え判定コーディネーター、判定士に従事する人員が必要であり、これらの動員について応急復旧部内及び他部署との調整が必要になります。

応急復旧部内の動員については、日頃から応急危険度判定動員表を更新し人員を管理します。

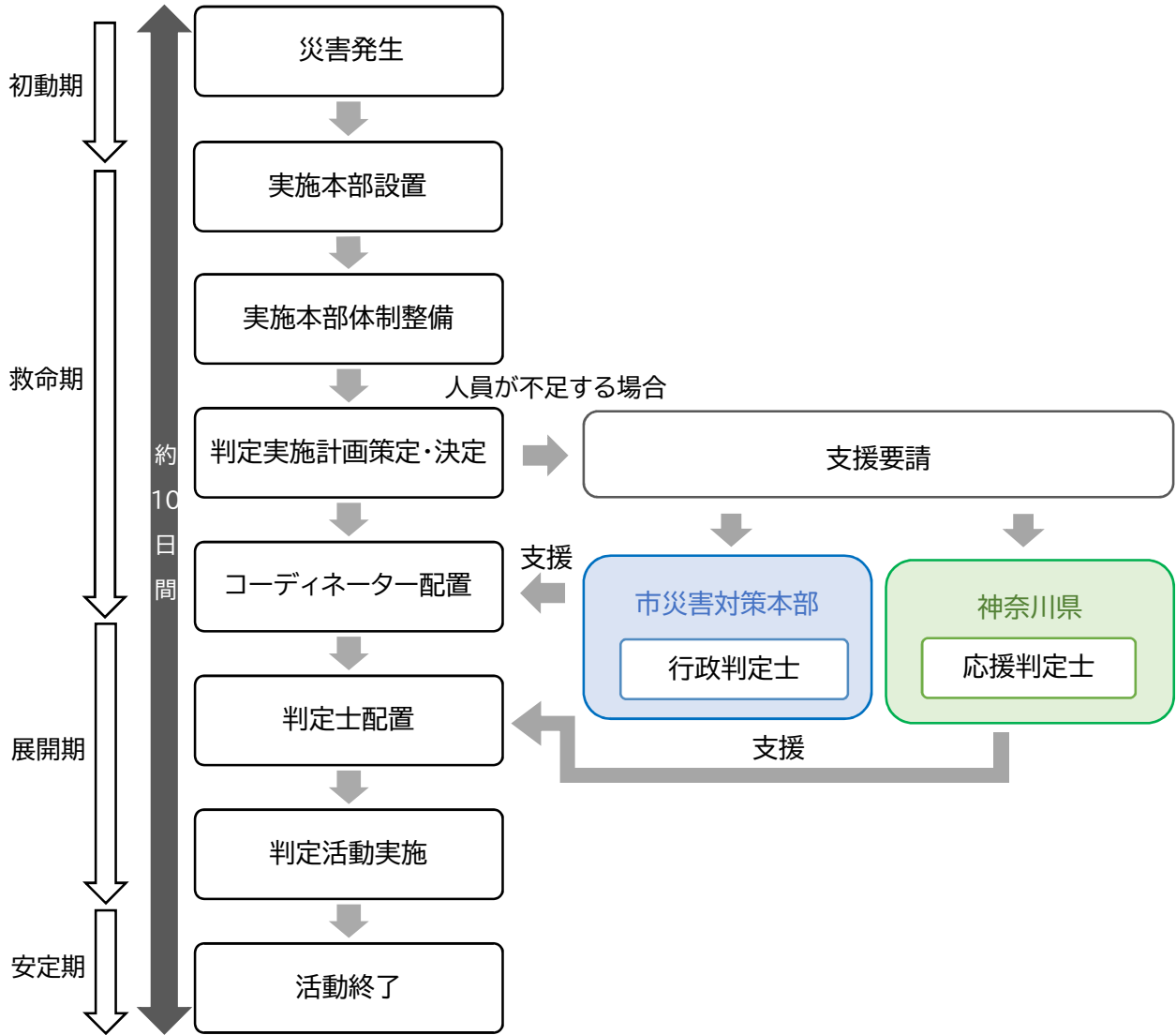
実際の災害時は、以下の表及びフローのとおり支援要請を行い、応急復旧部内で人員が確保できない場合は、市災害対策本部との協議を行い、職員の支援を要請します。

◆資料3 「応急危険度判定動員表」

<判定活動における対応部署及び支援先一覧表>

役割	従事者	必要人数 (1日)	動員期間	備考
 実施本部員	住宅まちづくり課	約10人	発災直後 ～ 活動終了	原則 応急復旧部内で確保
 判定コーディネーター	行政判定士 (応急復旧部)	約5人	判定実施計画策定後 ～ 活動終了	場合により、 行政判定士(庁内の 他部)に支援要請
 判定士	民間判定士 + 応援判定士	約450人 (最大)	判定実施計画策定後 ～ 活動終了	場合により、 行政判定士(庁内の 他部)に支援要請

<判定活動に伴う支援要請フロー図>



4 判定場所の示し方・判定街区マップの作成

1 判定街区マップの作成対象

判定活動を行うにあたり、判定活動場所の指示や調査結果の取り纏めを円滑に行うために判定街区マップを作成します。

海老名市では、判定街区マップの更新作業の事務負担や媒体を問わずに判定区域を迅速に示すことを目的として、住居表示の街区を基本とします。

その中で、街区が設定されていない住居表示未実施地区についてのみ、判定街区マップを作成し独自の街区番号を設定しておきます。

2 判定街区の作成方法

判定街区マップは、住宅地図に1チームが1日に判定できる15棟程度を1街区として街区の区割りを行います。作成したデータは資料5「判定街区マップ」に保存し適宜更新を行います。

◆資料4「実施区域図」

◆資料5「判定街区マップ（住居表示実施区域以外）」

5 海老名市応急危険度判定士会の組織

(1) 海老名市応急危険度判定士会の組織

海老名市在住若しくは在勤している民間人の判定士で構成される海老名市応急危険度判定士会について、海老名市応急危険度判定士会規約に基づき組織・運営を行います。

◆資料6「海老名市応急危険度判定士会規約」

(2) 判定士名簿の管理

災害発生時、参集要請をするため地元判定士及び行政判定士を把握するために、判定士の連絡先等を記載した名簿を作成・管理します。

なお、記載された情報の更新は、毎年実施します。

◆資料7「海老名市応急危険度判定士会名簿」

◆資料8「海老名市応急危険度判定士会名簿（被災建築物）」

◆資料9「海老名市応急危険度判定士会名簿（被災宅地）」

6 判定拠点

判定活動のための拠点は、人員や資機材管理の観点から、海老名市本庁舎1階喫茶店を利用します。

なお、被害状況により本庁舎が使用できない場合は、原則、実施本部が設置される建物内に設置できるように災害対策本部と調整を行い、建物内の設置が困難な場合には、西側催事広場にテントを設置し判定拠点とします。

7 移動手段の確保

判定活動時の各判定箇所への移動手段は次のとおりとします。

なお、公用車及びシェアサイクルの利用については、災害発生時、災害対策本部及び施設所管課と調整します。

- ①徒歩
- ②判定士持参自家用車
- ③判定士持参自転車
- ④公用車
- ⑤シェアサイクル（検討中）

8 判定資機材の管理

判定資機材については、西棟管理倉庫2階にて保管しています。

判定実施計画（案）に基づき算出した必要判定資機材を常時確保し、「判定資機材備品リスト」で随時管理します。

◆資料10「判定資機材備品リスト」

9 情報連絡システムの確立

災害時の連絡手段について、一般加入電話が途絶した場合は、県防災行政通信網を利用し通信を行います。

判定実施の決定後、直ちに判定士等に参集要請するなど、判定活動を早急に開始できる体制を整えるために、神奈川県や地元判定士への情報連絡の方法について確立し関係機関名簿及び判定士名簿を管理します。

◆資料7「海老名市応急危険度判定士会名簿」

神奈川県

担 当:厚木土木事務所東部センターまちづくり建築指導課
 電 話 番 号:045-210-6257
 防災行政通信網:9-400-9253
 メ ー ル:tobu.1918.machi-shi@pref.kanagawa.lg.jp

担 当:県土整備局建築住宅部建築安全課
 電 話 番 号:045-210-6257
 防災行政通信網:9-400-9253
 メ ー ル:kensi.bousai@pref.kanagawa.lg.jp

海老名市

担 当:まちづくり部住宅まちづくり課
 電 話 番 号:046-235-9392
 防災行政通信網:9-014-563-9202
 メ ー ル:machi@city.ebina.lg.jp

判定士会

担 当:海老名市応急危険度判定士会
 電 話 番 号:海老名市応急危険度判定士会名簿(被災建築物)
 メ ー ル:海老名市応急危険度判定士会名簿(被災建築物)

10 判定制度の周知

判定に関し多数の判定士の確保及び災害時における判定業務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ住民の理解に努めます。

(1) 判定制度の周知

市ホームページ等において応急危険度判定制度について周知を行う。

(2) 判定活動の市民に向けた周知

判定活動時には、市民に対し応急危険度判定の概要等について、理解してもらう必要があります。そのため、判定活動時に配布するためのパンフレット等を作成します。

◆資料 11 「判定制度 PR 文」



PR パンフレット



海老名市ホームページ

出典:神奈川県震後対策推進協議会

11 判定技術の向上に係る教育

判定技術の維持、向上のため、定期的に判定技術等に関する講習、訓練等への参加を行います。

また、海老名市の取り組みとして、庁内の行政判定士及び民間判定士に対しての講習等を開催します。

(1) 参加

震災建築物応急危険度判定講習会（主催：神奈川県震後対策推進協議会）

応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習（主催：神奈川県震後対策推進協議会）

(2) 開催

海老名市応急危険度判定士参集及び判定講習会

12 その他準備

(1) 対象外となる建築物への対応について

建築物の高さが10階程度以上の高層建築物など応急危険度判定では判断が困難な建築物については、建築士等に被災度区分判定などの調査を依頼するよう案内し対応を行います。

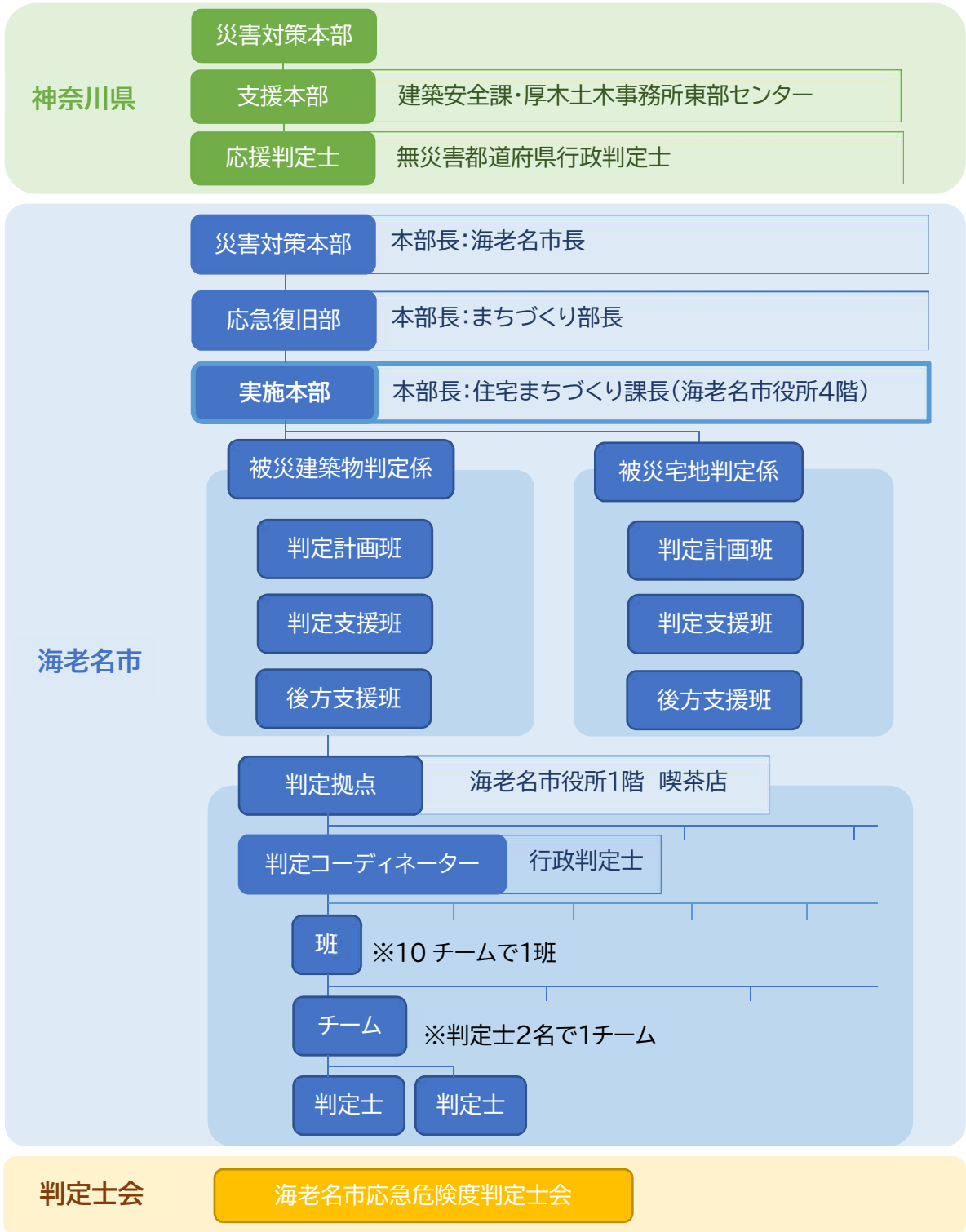
(2) 災害対策本部との災害状況の情報共有について

災害対策本部との情報共有は、災害対策本部が作成した災害マップ等により共有を行います。

第3章 震後対策業務

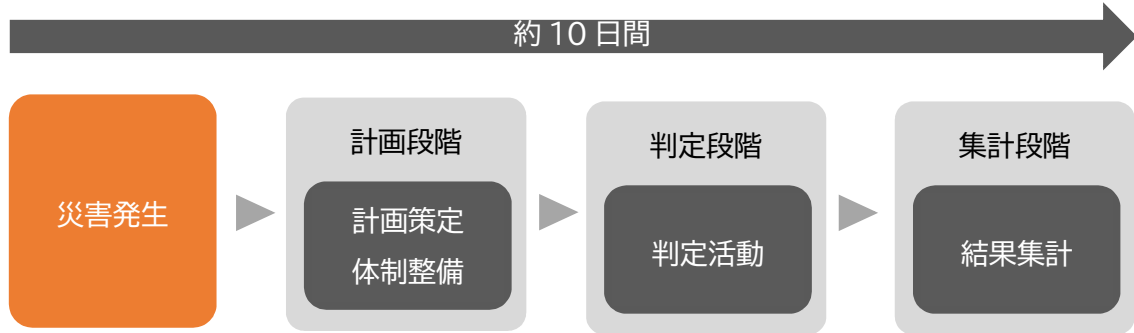
第3章 実施本部業務

1 判定活動の体制について

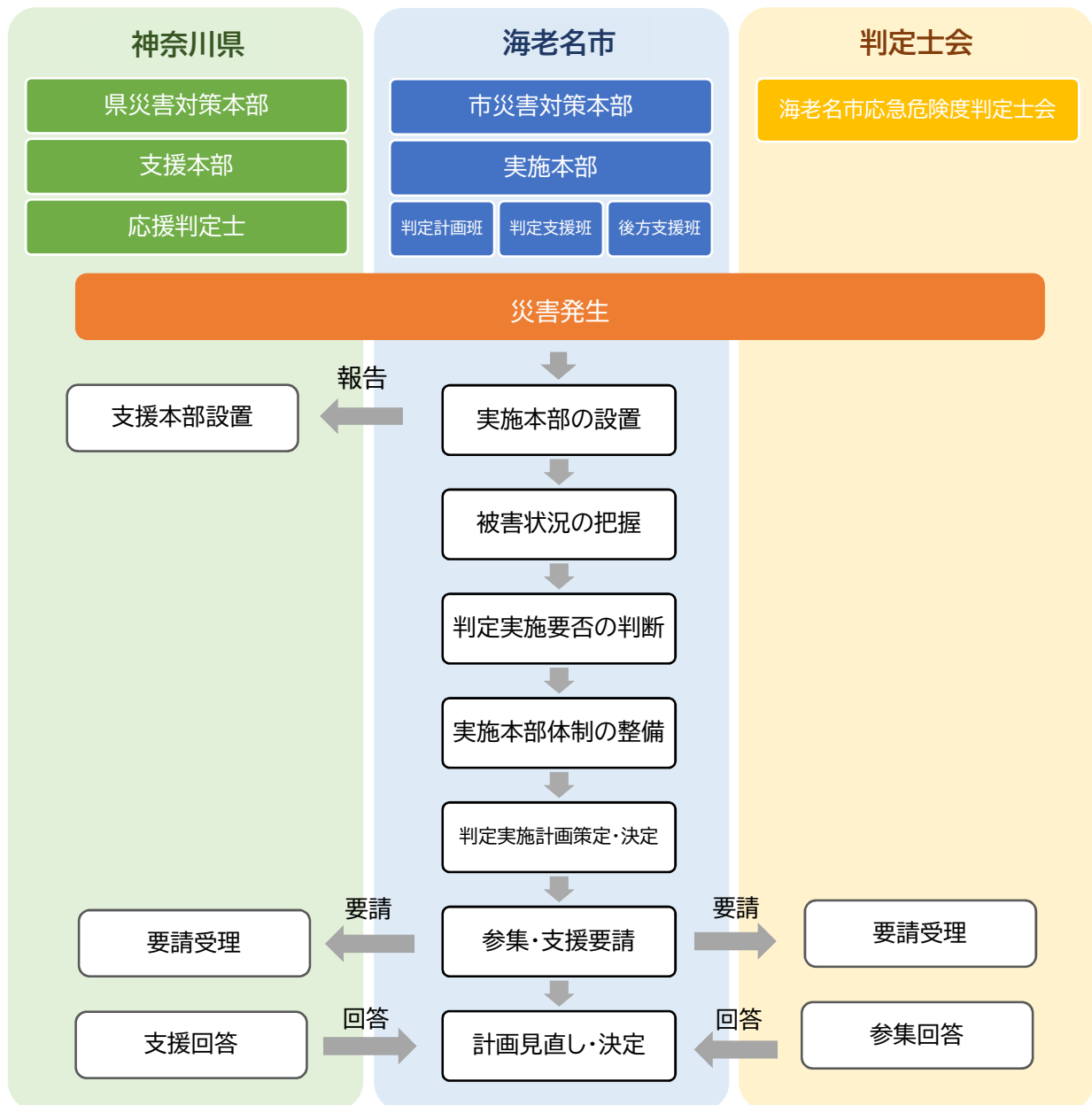


2 業務のおおまかな流れ

災害発生から終了までを3つの期間に分けて業務を実施します。



3 実施本部業務（計画段階）



1 実施本部の設置

- (1) 海老名市地域防災計画に基づき震度5弱以上の揺れが観測され、市災害対策本部が設置された場合、応急復旧部内に実施本部を設置します。
- (2) 実施本部長は、住宅まちづくり課長とします。
ただし、不在の場合は、参集した職員の職務上位者が実施本部長となります。
- (3) 設置した場合、市災害対策本部及び県支援本部（厚木土木事務所東部センターまちづくり建築指導課）に設置の報告を行います。
- (4) 実施本部の設置場所は、原則住宅まちづくり課執務室内としますが、被害状況により本庁舎が使用できない場合は、災害対策本部が設置される建物内に設置できるように災害対策本部と調整を行います。市の建物内に設置する事が困難な場合には、西側催事広場にテントを設置し実施本部とします。

2 被害状況の把握

災害対策本部から共有された情報や現地を確認して得た情報については、被害状況報告書に記載するとともに被害状況整理表に情報を纏め実施本部内で共有します。

■第1号様式「被害状況報告書」

■第2号様式「被害状況整理表」

3 判定実施要否の判断

- (1) 震度6弱以上の場合は、必携の考え方に基づき判定を実施します。
ただし、被害状況に応じた市実施本部長の判断に基づき、判定を実施しないこともできます。
- (2) 震度5強以下の場合は、必携の考え方に基づき、被害状況に応じて市災害対策本部と協議のうえ、実施本部長の判断により判定実施の要否を決定します。
- (3) 実施本部長は、判定実施の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに市災害対策本部及び県支援本部に判定要否を報告します。

4 実施本部体制の整備

実施本部長は、判定を実施するにあたり、実施本部の構成組織として判定計画班、判定支援班及び後方支援班を整備し、必要な人員を配置します。

地域防災計画地震災害対策計画行動計画（応急復旧部）に基づき住宅まちづくり課が実施本部となりますが、人員等が不足する場合は、応急復旧部と調整し人員を確保します。

<実施本部組織図>



5 判定実施計画の決定（判定計画班）

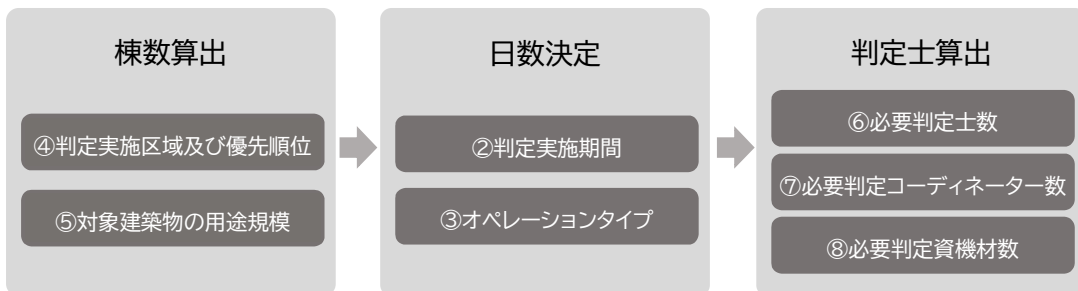
判定計画班は、収集した被害状況整理表や市災害対策本部からの情報を参考に応急危険度判定実施計画書（第3号様式）を作成します。

作成する際には、震前に作成した判定実施計画（案）をベースに以下の①～⑧の項目について検討し作成を行います。各項目の詳細な考え方は、第2章「1 判定実施計画（案）の作成」に記載しています。

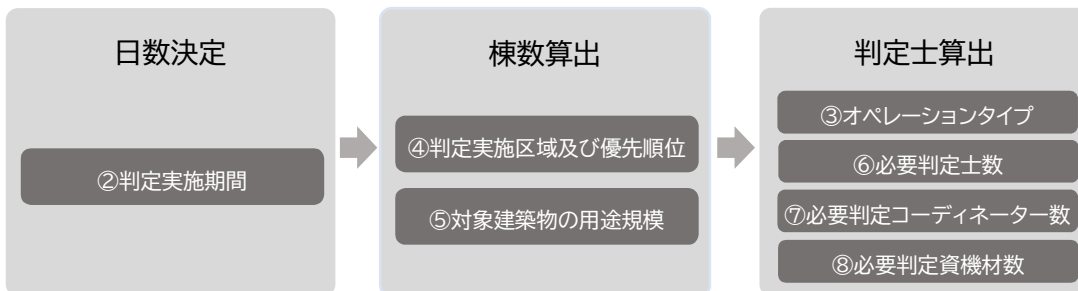
作成手順としては、以下の(1)～(3)までの3通りあり状況に応じて検討を行います。

- ①実施本部設置場所及び判定拠点場所
- ②判定実施期間
- ③オペレーションタイプ
- ④判定実施区域及び優先順位
- ⑤対象建築物の用途構造
- ⑥必要判定士数
- ⑦必要判定コーディネーター数
- ⑧必要判定資機材数

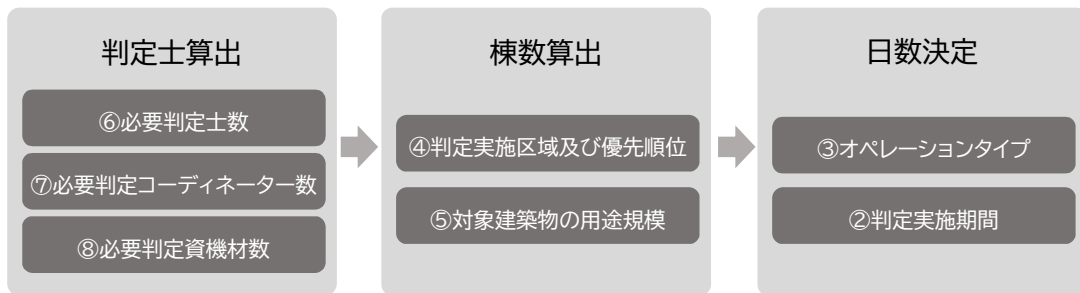
(1) 判定区域から作成する場合



(2) 判定実施期間から作成する場合



(3) 判定士の人数から作成する場合



■第3号様式「応急危険度判定実施計画書」

◆資料1「応急危険度判定実施計画書（案）」

6 判定実施計画の見直し・決定（判定計画班）

(1) 判定計画班は、次の事柄に対し、適宜判定実施計画の見直しをします。

- ①外部機関から判定活動に対する支援状況が決定した場合
- ②被害状況を把握した後、判定実施計画を見直す必要があると判断した場合
- ③一日の判定活動報告を受け、見直す必要があると判断した場合

(2) 各機関との調整完了後、実施本部長の判断により、判定実施計画を変更します。

(3) 判定実施計画の変更に伴い、判定資機材、食事、宿泊等の手配、判定士及び判定資機材の支援要請等について、見直し調整をします。

■第3号様式「応急危険度判定実施計画書」

7 参集要請及び支援要請（判定支援班）

判定計画の決定後、必要人員・物資の要請について、市災害対策本部等と調整を行います。

(1) 参集要請（民間判定士）

海老名市応急危険度判定士会メールにて、以下の内容について連絡し、参集要請をします。

原則、メールでの参集要請としますが、必要に応じ電話で参集要請をします。

そのほか、市内の防災無線等で周知する場合は、災害対策本部と調整をします。

判定支援班は、県央大和地区応急危険度判定に関する協定に基づく参集要請方法に基づき以下のとおり参集要請をします。

■第4号様式「応急危険度判定支援要請書」

<判定士会への参集要請文>

件名：海老名市応急危険度判定活動参集要請

海老名市応急危険度判定士会会員 各位

○年○月○日○時頃に発生した○を震源とする地震被害の被災建築物応急危険度判定について、応急危険度判定士会会員の参集を要請致します。判定活動に参加可能な方は、○月○日○時までに、ご自分の名前を明記してメールにて返信してください。

・判定予定期間：○月○日～○月○日（計○日間）

・参集日時及び場所：○月○日○時、海老名市役所1階喫茶店

・判定活動区域：参集後に指示

・持参品：

（必ず持参） 認定証、腕章、判定手帳、筆記用具、飲食品

（可能であれば持参） ヘルメット、下げ振り、クラックスケール、バインダー
携帯電話、コンベックス、ナップザック、水筒、軍手、
雨具、防寒具、マスク

（あると便利） 双眼鏡、ラジオ、ペンライト、ホイッスル、カメラ、コンパス、ハンマー

※自動車、自転車で参集する場合は、以下の駐車場等を利用してください。

駐車場：市役所西側催事場

駐輪場：市役所北側公用車駐車場

令和○年○月○日○時配信 海老名市被災建築物応急危険度判定実施本部長

[問い合わせ先]海老名市被災建築物応急危険度判定実施本部
(海老名市まちづくり部住宅まちづくり課) 直通 046-235-9392

(2) 支援要請

①行政判定士

判定コーディネーターについては、震前対策業務で作成した「応急危険度判定動員表」に基づき、応急復旧部内の行政判定士を動員しますが、不足する場合は、市災害対策本部に対し、市内の行政判定士の支援を要請します。

◆資料3「応急危険度判定動員表」

②応援判定士

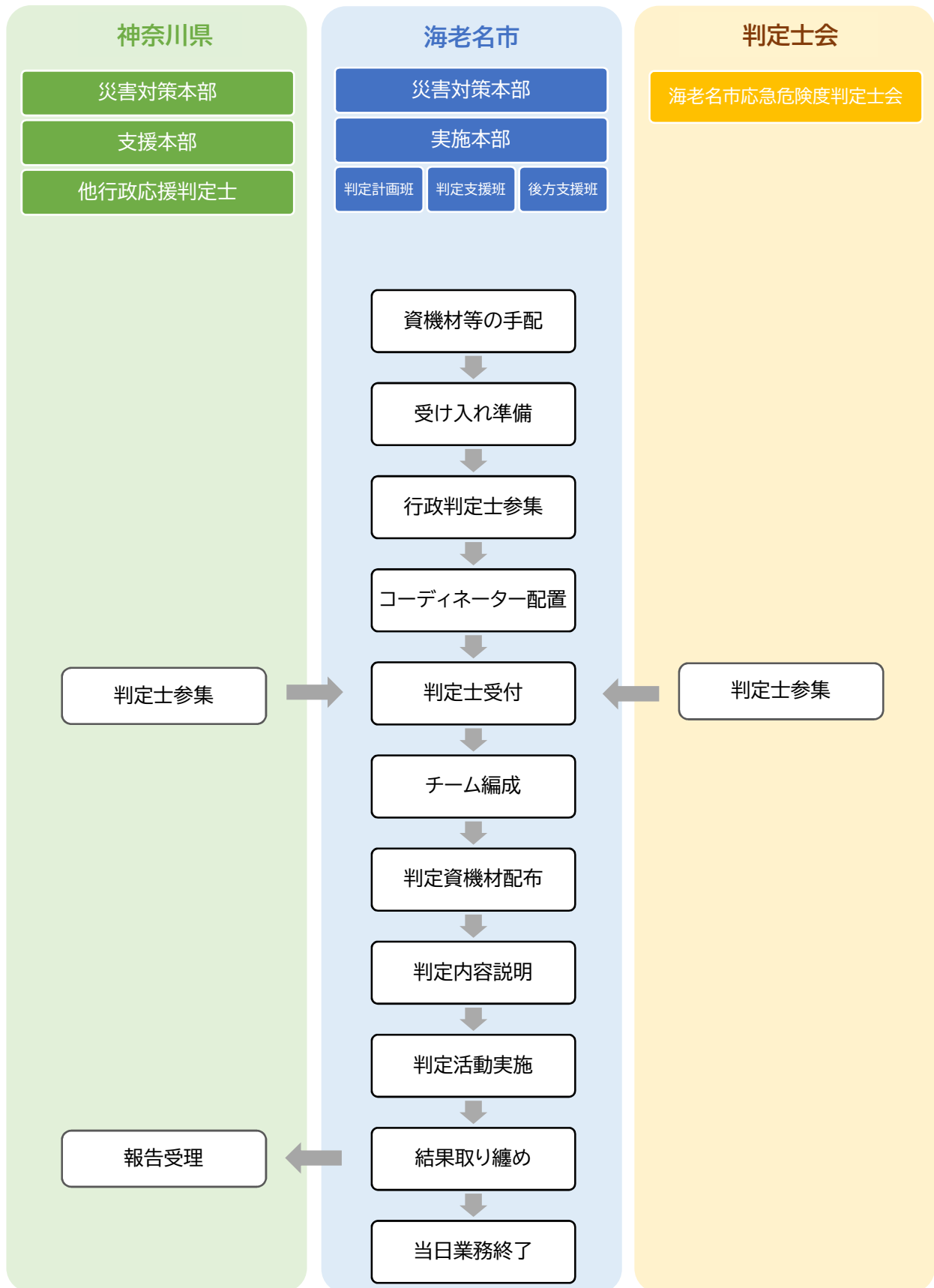
判定士については、応急危険度判定支援要請書に必要な事項を記入し支援本部（神奈川県厚木土木事務所東部センターまちづくり建築指導課）に送付します。
また、協定市に対しては、市災害対策本部を通じ参集要請を行います。

（参考：危機発生時における相互応援に関する協定書）

③判定資機材

判定士の資機材及び宿泊所の確保は、原則各自で調達しますが、判定活動に必要な資機材が不足する場合は、必要な判定資機材を応急危険度判定支援要請書に必要な事項を記入し神奈川県応急危険度判定支援本部（神奈川県厚木土木事務所東部センターまちづくり建築指導課）に送付します。

4 実施本部業務（判定段階）



1 判定資機材、食事、宿泊等の手配（後方支援班）

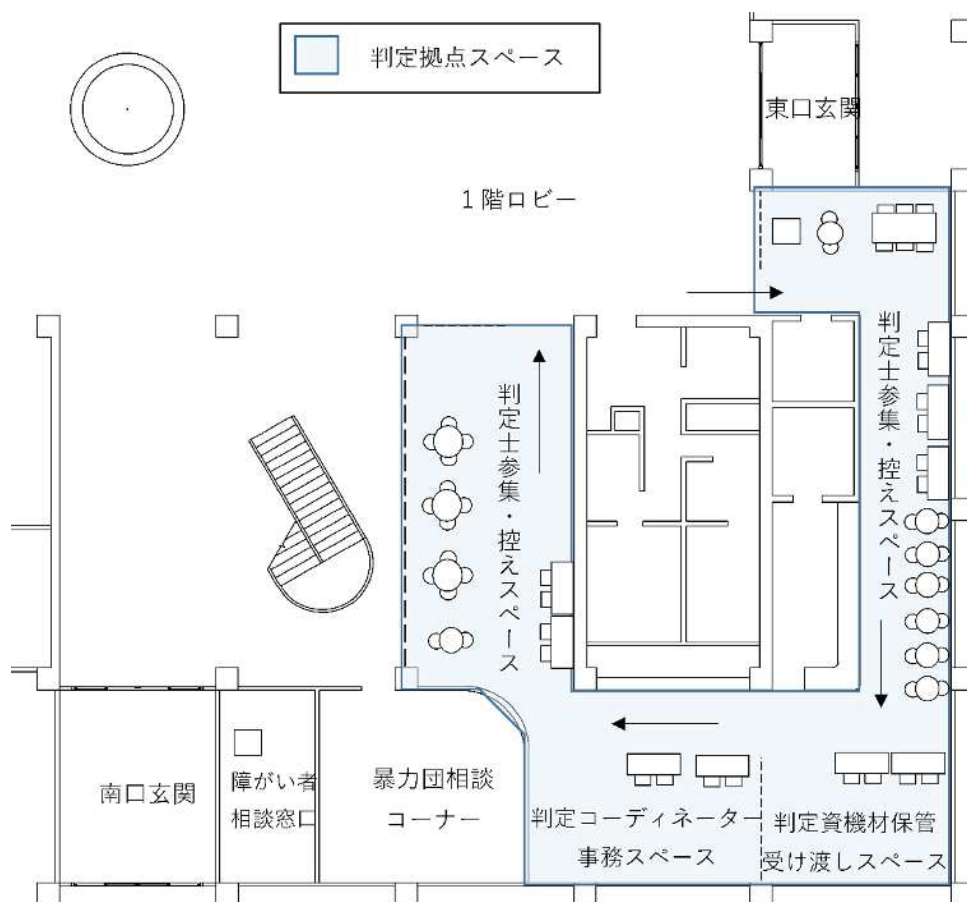
- (1) 決定した判定実施計画に基づき、本庁舎喫茶店の利用、移動手段の確保、判定士の食事及び宿泊施設について、市災害対策本部と調整をします。
- (2) 判定機材備品リストを活用し保管している資機材の再確認を行い、必要に応じ判定機材備品リストを更新し使用可能数を把握します。
- (3) 判定拠点から判定区域への移動する上での公用車等の利用については、判定実施計画に基づき必要台数を算出し、災害対策本部と調整します。

◆資料10「判定資機材備品リスト」

2 判定拠点の設営（判定支援班、後方支援班）

判定支援班及び後方支援班は、判定拠点に必要な資機材を準備し、判定拠点となる本庁舎1階喫茶店に資機材を運び判定拠点レイアウト図のとおり判定拠点を設営します。

なお、被害状況により本庁舎が使用できない場合は、原則、実施本部が設置される建物内に設置できるように災害対策本部と調整を行い、建物内の設置が困難な場合には、西側催事広場にテントを設置し判定拠点とします。



<判定拠点(本庁舎1階喫茶店)レイアウト図>

【利用方法】

- ①判定拠点は基本レイアウト図のとおりとします。
- ②判定資機材は、西棟2階倉庫から持ち出します。
- ③パソコンは、実施本部の備品を利用します。
- ④ロビーとの区画は、1階にあるパーティション等を使用し、判定活動従事者以外が侵入しないように区画を行います。
- ⑤コピー機を使用する場合は、障がい者相談窓口内にあるコピー機を使用できるように市災害対策本部と調整します。

<判定拠点に必要な資機材>

保管場所	資機材名
西棟	ヘルメット、下げ振り、クラックスケール、バインダー コンボックス、ナップザック、軍手、雨具、マスク 判定調査票(木造、S造、RC造)、判定用紙(赤、黄、青) 電卓、非常用笛、測量野帳、ドラムコード、住宅地図 判定街区マップ、資料11「判定制度PR文」
住宅まちづくり課執務室	本マニュアル、パソコン、コピー用紙、住宅地図

3 行政判定士参集（判定支援班）

行政判定士は、判定拠点到参集させます。

判定支援班は、「応急危険度判定士受付簿」に記入し受付を行い、参集した人数を確認します。

■第5号様式「応急危険度判定士受付簿」

4 判定コーディネーターの配置（判定支援班）

判定支援班は、参集した行政判定士の内から、判定実施計画書に基づいた人数を判定コーディネーターとして配置します。

判定コーディネーターについては、下表のとおり役割を分けます。

なお、判定コーディネーター業務の詳細については、全国協議会作成「被災建築物応急危険度判定必携コーディネーター業務マニュアル」を参考にします。

◆資料13「被災建築物応急危険度判定必携コーディネーター業務マニュアル」

役割	人数	内容
判定拠点リーダー	1名	原則は、係長級以上とする。 コーディネーターのリーダーとして、判定拠点の業務を統率する。
コーディネーター	5班に1名	リーダーの指示及びマニュアルの内容に従い、コーディネーター業務を行う。

5 判定士受付（判定支援班）

(1) 判定士等の受け入れ・名簿整理

判定支援班は、判定コーディネーターに対し、参集した判定士等の受け入れを行い、判定士名簿を作成し提出するよう指示します。

■第5号様式「応急危険度判定士受付簿」

<受付簿の記載例>

受付番号	氏名	年齢	認定番号	専門分野	判定経験	活動可能日	緊急連絡先	その他連絡先	宿泊希望	本部記入欄	
										班	チーム
1	鈴木 太郎	45	00000-0000	木造	有	18日～21日	000-0000-0000	000-0000-000	有	1	1

(2) 民間判定士等保証制度事務

受け入れを行った、民間判定士については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等保証制度が適用されます。

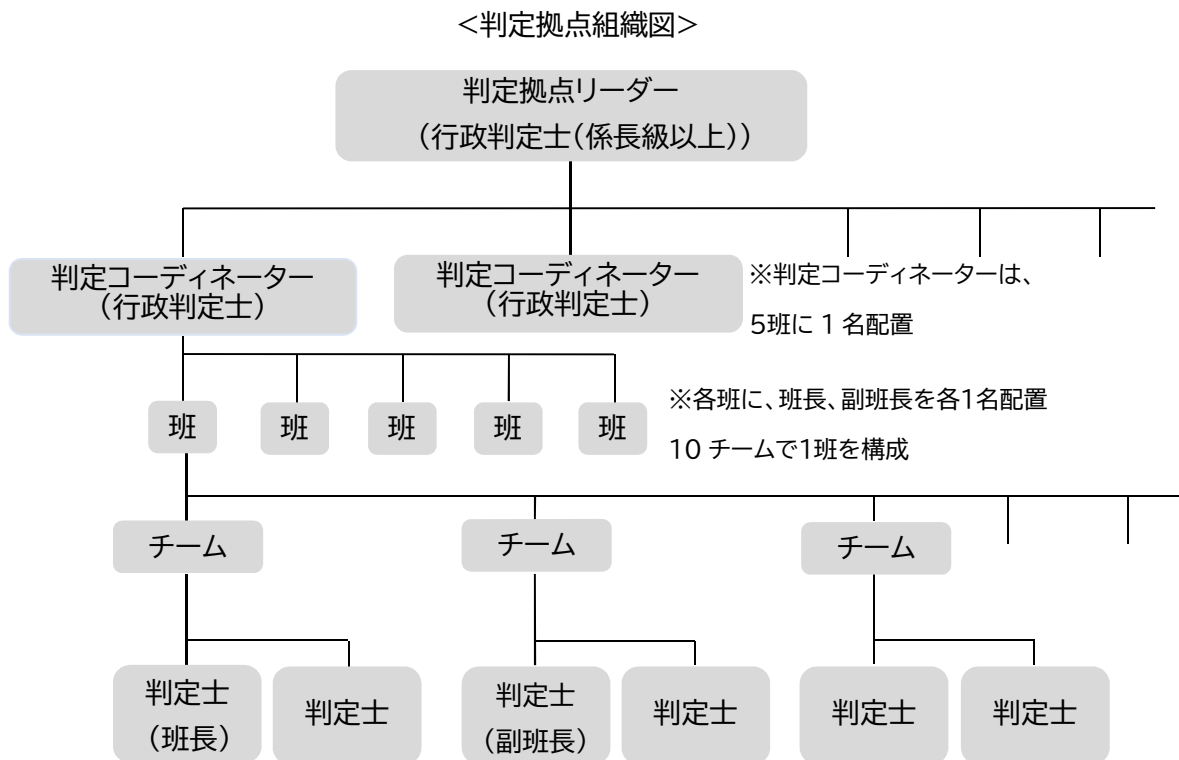
判定支援班は、保証制度の活用にあたり、作成した受付名簿を県支援本部に報告します。

6 判定実施チームの編成（判定支援班）

判定支援班は、判定コーディネーターに対し応急危険度判定受付名簿を活用し、「被災建築物応急危険度判定必携判定チーム編成マニュアル」に基づき、下図のとおり判定チーム及び班の編成を行い、班ごとに班長、副班長を任命しその結果を報告するよう指示します。

■第5号様式「応急危険度判定士受付簿」

◆資料14「必携チーム編成マニュアル」



7 判定資機材の配布（判定支援班）

判定支援班は、判定コーディネーターに対し、必要に応じて以下の判定資機材等を班長、副班長を通じて各判定チームに配布するよう指示します。

- ①担当判定実施区域全体の地図
- ②担当街区マップ
- ③判定調査表・判定ステッカー等の判定資機材
- ④建築物関係データ
- ⑤被災地情報（避難所の位置、火災発生地区、被災者への情報等）
- ⑥判定実施留保区域情報
- ⑦その他

8 判定作業の説明（判定支援班）

判定支援班は、判定コーディネーターに対し次の内容を伝えた後、判定活動の開始に先立ち判定の調査方法等について班長、副班長に次の内容についてガイダンスを行うよう指示します。

- ① 担当する判定実施区域
- ② 判定実施方法（外観調査のみなのか、内観も含めて実施するのか等）
- ③ 被災地の状況（危険区域、火災発生地区、救助活動区域等）
- ④ 気象状況（気温、風速、降雨等）
- ⑤ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ⑥ 被災地情報（避難所の位置、被災者への情報等）
- ⑦ 出発時間、担当する判定実施区域への移動手段、集合時間、集合場所
- ⑧ 定時の連絡方法
- ⑨ その他

資料15「必携判定士業務マニュアル」

9 判定業務実施

判定支援班は、判定コーディネーターに対し、実施本部長の指示により、各班長に対して実施本部が指示した移動手段を用いて担当する判定実施区域に移動し、判定業務に従事するよう指示します。

10 判定結果取り纏め、報告、当日業務終了（判定支援班）

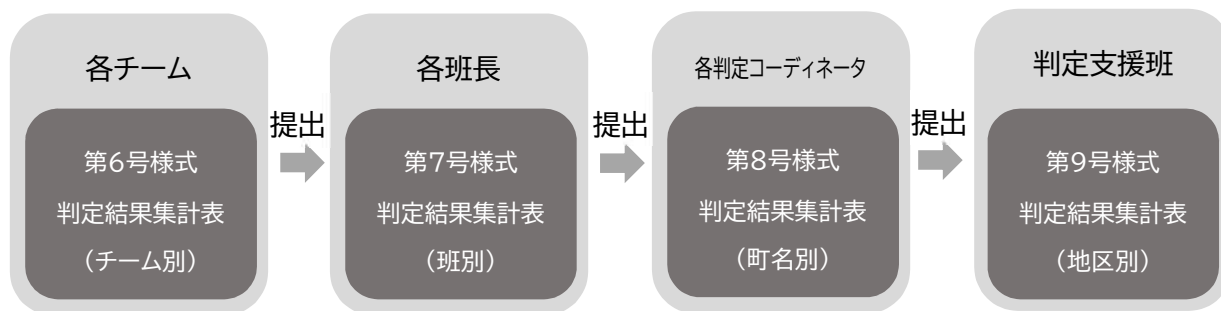
(1) 判定結果取り纏め、報告

判定支援班は、判定コーディネーターに対し、班長から班ごとに集計した判定結果の報告を受け、判定業務当日分の判定結果を取り纏め、報告するよう指示します。

判定支援班は、判定コーディネーターからの報告を受けた結果を整理します。結果の整理後、災害対策本部に報告します。

- 第6号様式「判定結果集計表（チーム別）」
- 第7号様式「判定結果集計表（班別）」
- 第8号様式「判定結果集計表（町名別）」
- 第9号様式「判定結果集計報告書（地区別）」

<判定結果取り纏め手順>



(2) 当日作業の終了

判定支援班は、判定コーディネーターから当日分の結果報告、資機材の返却完了の報告を受けた後、実施本部長の判断により判定士の当日作業の終了を指示します。

11 その他業務

(1) 市民対応（後方支援班）

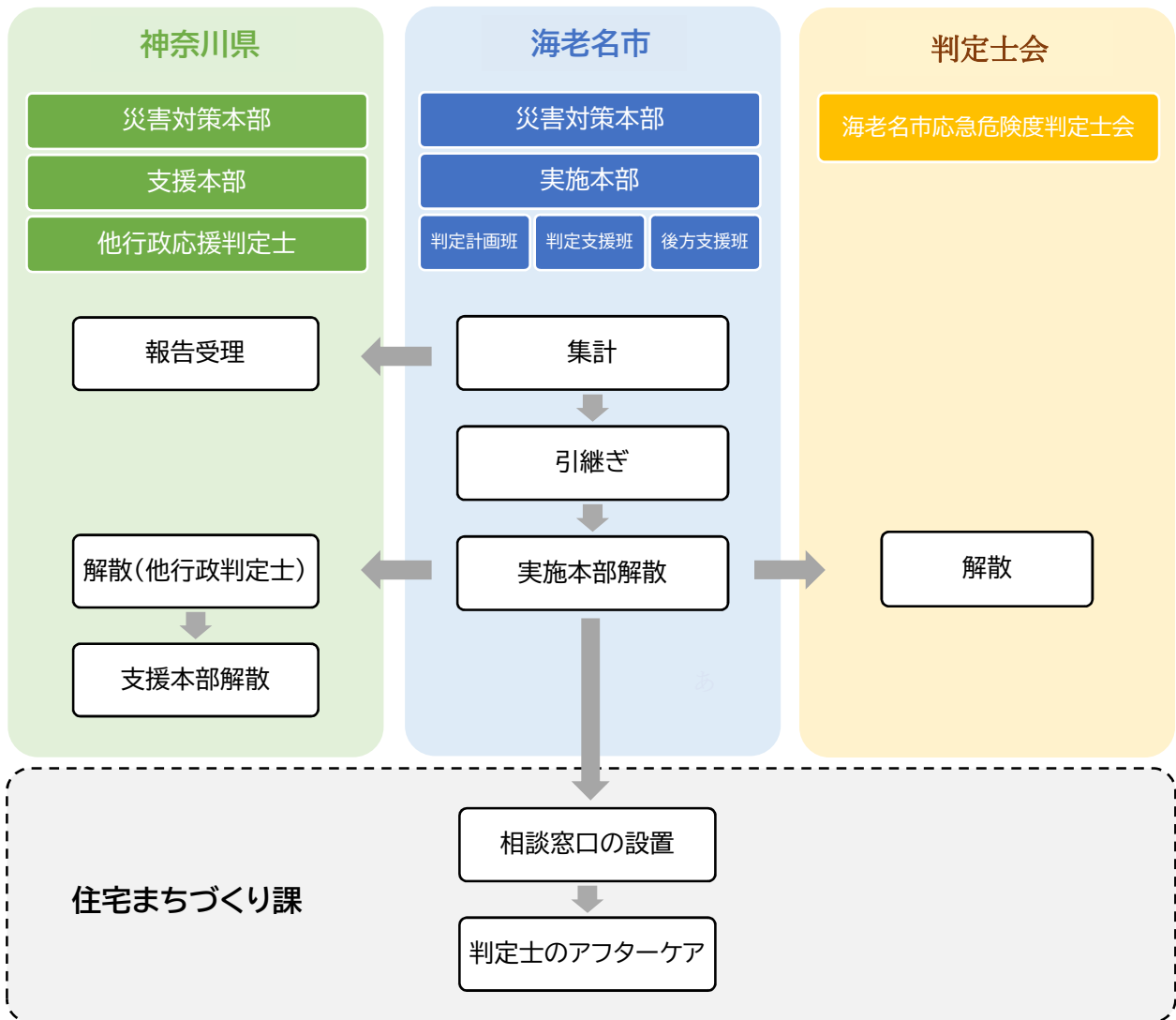
市民から判定要請や被害の報告があった場合は、「被害状況報告書」に内容を記載する事とします。

- 第1号様式「被害状況報告書」

(2) 対象外となる建築物への対応（判定支援班）

建築物の高さが10階程度以上の高層建築物など応急危険度判定では判断が困難な建築物については、建築士等に被災度区分判定などの調査を依頼するよう案内し対応を行います。（日本建築防災協会 被災区分度判定・復旧技術事務所）

5 実施本部業務（集計段階）



1 判定結果の最終集計

判定支援班は、判定活動において結果を整理し、災害対策本部に報告します。

■第10号様式「調査結果入力表」

■第11号様式「被災建築物応急危険度判定集計表」

2 実施本部の解散

(1) 判定業務の終了は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点とします。

(2) 実施本部長は、最終集計された判定結果を住宅まちづくり課へ引き継ぐとともに、市災害対策本部と協議のうえ、実施本部を解散します。

3 実施本部解散後の業務

(1) 住宅まちづくり課は、災害対策本部と連携して、必要に応じ建築物等の所有者からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとります。

(2) 住宅まちづくり課は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく市災害対策本部に協力します。

(3) 判定結果等の関連資料等の保管は、住宅まちづくり課が行うものとします。

(4) 住宅まちづくり課は、災害対策本部解散後においても、判定に従事した判定士等へのアフター・ケアを心がけます。

第4章 用語の定義

第4章 用語の定義

用語	定義
応援判定士	海老名市以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定士をいう。支援本部により動員される。
行政判定士	海老名市職員の被災建築物応急危険度判定士を略して単に「行政判定士」という。
災害対策本部	災害対策基本法第23条の2第1項に基づき設置された海老名市災害対策本部を略して「災害対策本部」という。
支援本部	神奈川県被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。 「支援本部」とは、判定の実施を支援するために、都道府県に設置される本部をいう。（神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課）
実施本部	海老名市被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。 「実施本部」とは、災害対策本部の下に組織される判定を実施するために応急復旧部内に設けられる判定を行うための組織という。
実施本部員	実施本部において、実施本部の業務を行う行政職員をいう。体制は、業務分ごとに班で対応し、判定実施計画等の業務を受け持つ判定計画班、判定士等の名簿作成・連絡調整及び判定結果等の関係を受け持つ判定支援班及び判定士の宿泊・食事・移動手段、資機材関係の資料作成等の業務を受け持つ後方支援班の3班体制となる。
実施本部長	海老名市被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。 「実施本部長」とは、判定を実施するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に実施本部を立ち上げ、原則住宅まちづくり課長をあてる。

<p>全国協議会</p>	<p>全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。</p> <p>「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要がある、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。</p>
<p>判定</p>	<p>被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。</p>
<p>判定コーディネーター</p>	<p>被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。</p> <p>「判定コーディネーター」とは、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。</p>
<p>判定拠点</p>	<p>被災建築物応急危険度判定判定拠点を略して単に「判定拠点」という。（海老名市役所1階 喫茶店）</p>
<p>判定士</p>	<p>被災建築物応急危険度判定士を略して単に「判定士」という。「判定士」とは、判定を実施するために、都道府県より認定された者をいう。</p>
<p>判定主務課</p>	<p>海老名市地域防災計画に基づき応急危険度判定の業務を担う課（まちづくり部住宅まちづくり課）</p>
<p>班</p>	<p>被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。</p>
<p>班長、副班長</p>	<p>班長とは班の代表者、副班長とは班長の補助あるいは代理を行う副代表者</p>

被災建築物応急危険度 判定必携	全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた被災建築物応急危険度判定に関するマニュアル基本的事項について定めたマニュアル
必携	被災建築物応急危険度判定必携を略して単に「必携」という。
民間判定士	海老名市に在住・在勤する判定士をいう。

海老名市被災建築物応急危険度判定マニュアル

平成17年6月 (策定)

平成26年5月 (改定)

令和3年4月1日 (改定)

令和5年11月15日 (改定)

<問合せ先>

海老名市 まちづくり部 住宅まちづくり課

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

電話 046-235-9392 (直通)

FAX 046-233-9118 (代表)

Eメール machi@city.ebina.kanagawa.jp